

平成八年政令第二百十二号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令
内閣は、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。
(排他の経済水域における外人の漁業等に関する法令の適用等)

第一条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 臼虎脛臘臘獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）

二 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）

（禁止海域における転載等の禁止の特例）

第二条 法第四条第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該漁獲物又はその製品が外国積出漁獲物等（外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年法律第六十号）第四条第一項第二号に規定する外国積出漁獲物等をいう。）である場合
- 二 当該漁獲物又はその製品が特定輸入承認（外国人漁業の規制に関する法律施行令（昭和四十二年法律第三百二十五号）第二条に規定する特定輸入承認をいう。）に係るものである場合
- 三 外国漁船（外国人漁業の規制に関する法律第二条第七項に規定する外国漁船をいう。次号において同じ。）以外の船舶から他の船舶へ転載する場合
- 四 外国漁船以外の船舶から積み込む場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、我が國漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないと認めて農林水産大臣が許可した場合
(許可の基準)

第三条 法第六条第一項の政令で定める基準は、申請に係る外国人の属する外国が当該外国周辺水域における我が國漁業者の漁獲につき妥当な考慮を払っていないものとすることとする。
(意見の聴取)

第四条 農林水産大臣は、法第六条第一項の漁獲量の限度を定めようとするときは、我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）に規定する禁止海域を除く。以下この条において同じ。）における海洋生物資源の動向及び我が國漁業者の漁獲の実情、排他的経済水域における外国人による漁業の状況、外国周辺水域における我が國漁業の状況等に関する、学識経験がある者及び漁業者その他の関係者の意見を聞くものとする。

（入漁料の額等）

第五条 法第七条第一項の政令で定める入漁料の額は、法第五条第一項の許可を受けた外国人が当該許可に基づき採捕することができる水産動植物の数量に入漁料単価を乗じて得た額とする。
2 前項の入漁料単価は、農林水産大臣が、農林水産省令で定める外国人の属する外国人ごと、水産動植物の種類ごと及び期間ごとに、当該水産動植物の取引価格（政府が作成した統計その他の資料により明らかとなつてゐる最近の数年間における取引価格をいう。）を基礎とし、当該水産動植物の生息又は生育の状況、採捕の実績その他事情を勘案して定めるものとする。
3 法第五条第一項の許可を受けた外国人の属する外国人との相互主義に基づき特に必要がある場合その他これに準ずる特別の事由がある場合には、第一項の規定にかかわらず、入漁料を徴収せず、又は同項の規定により算出した額から農林水産大臣が定める額を減じた額の入漁料を徴収することができる。
(手数料の額等)

第六条 法第十一条第一項の政令で定める手数料の額は、法第八条から第十条までの承認（以下この条において単に「承認」という。）の申請一件につき九千六百円とする。ただし、承認に係る事務の処理に関してこの額を超える特別の費用を要した場合には、当該事務の処理に要した費用の範囲内で農林水産大臣が定める額の手数料を徴収することができる。

2 次に掲げる場合には前項の規定にかかわらず、同項の手数料を徴収せず、又は同項の規定による手数料の額から農林水産大臣が定める額を減じた額の手数料を徴収することができる。

一 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要がある場合

二 承認を受けようとする外国人の属する外国人との相互主義に基づき特に必要がある場合その他これに準ずる特別の事由がある場合

三 承認を受けようとする外国人が行おうとする水産動植物の採捕、漁業等付隨行為又は探査が我が国との漁業の発展又は国際協力の推進に寄与するため特に必要がある場合
(農林水産省令への委任)

第七条 前二条に定めるもののほか、入漁料及び前条第一項の手数料の納付に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（大陸棚の定着性種族に係る漁業等に関する技術的読替え等）

第八条 法第十四条第一項の規定により法第三条から第十三条までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の見出し

第三条第一項

排他的経済水域における

我が国の排他的経済水域（以下単に「排他的経済水域」という。）において行う
(排他的経済水域における外国人の漁業等)

第三条第二項から第四項まで

排他的経済水域

（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、

第四条第一項

排他的経済水域

（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、

海域

（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、

特定期間

海域

（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、

特定期間

海域

（その海底を含む。以下「禁止海域」という。）においては、

第五条第一項	排他的経済水域（禁止海域）においては、農林水産省令で定めるところにより、特定大陸棚（禁止区域）の定着性種族に係る
第六条第一項	排他的経済水域において行う
第六条第二項	排他的経済水域における科学的根拠
第七条	排他的経済水域における外国人による
第八条	排他的経済水域において、試験研究その他の農林水産省令で定める目的のために
第九条	排他的経済水域において、外国人以外の者が当該水域において行う
第十条	排他的経済水域において、 排他的経済水域における
第十三条第一項	排他的経済水域における 排他的経済水域において同じ。及び探査について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第一条の見出し排他的経済水域における
第一条	特定大陸棚の定着性種族に係る
第二条	特定大陸棚の定着性種族に係る
第三条	特定大陸棚の定着性種族に係る
第四条	特定大陸棚の定着性種族に係る
第五条第一項	特定大陸棚の定着性種族に係る
第五条第二項	特定大陸棚の定着性種族に係る
第六条第一項	特定大陸棚の定着性種族に係る
第七条第一項	特定大陸棚の定着性種族に係る
第八条から第十条まで	特定大陸棚の定着性種族に係る

第九条 法第二十四条第一項の政令で定め

る罪は、法の規定に違反した罪とする。

第十条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、漁業監督官、海上保安官及び警察官とする。

第十二条 法第二十四条第一項の基準は、違反の類型、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

第十二条 担保金 (担保金の提供) 担保金の提供を保証する書面(以下「保証書」という。)に記載されているところに従つて提供されるものを除く。第一号において

つて提供されなければならない。

二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ当該保証書に記載された旨のことをから起算して一月以内に本判通貨で担保金が貸付されることを保証するものであり、かかる供されるに認められるものである。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は一月一日、同月三日若しくは十一月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

第十三條 法第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第二十六条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、漁業監督官に係る事件については農林水産大臣、海上保安官に係る事件については農林水産大臣、国土交通大臣、警察官に係る事件については内閣総理大臣とし、法第二十四条第二項における主務大臣は、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣総理大臣とする。

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。ただし、次条の表の三の項に係る規定は、平成九年一月一日から施行する。

(適用の特例)
（適用しない）

第二条 法第五条から第十三条までの規定は、次の表の中欄に掲げる外国人がそれぞれ同表の下欄に掲げる海域において行う漁業、水産動植物の採捕又は探査に關しては、適用しない。

二 中華人民共和国国民（中華人民共和国、その公共団体若しくはこれに準ずるもの又はその国の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）	二 中華人民共和国国民（中華人民共和国、その公共団体若しくはこれに準ずるもの又はその国の法令に基づいて設立された法人その他の団体を含む。）	二 中華人民共和国のうち、次に掲げる線から成る線以西の海域
一 北緯三〇度四分三秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の海域	一 北緯三〇度四分三秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の海域	一 東経一二七度二九分五三秒の線（北緯三〇度四〇分一三秒以北の部分に限る。）
二 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	二 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	二 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
三 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	三 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	三 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
四 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	四 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	四 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
五 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	五 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	五 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
六 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	六 北緯三〇度四分四一分一秒東経一二八度二五分五八秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線	六 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
七 A点から、北緯二七度一四秒の線といずれの点をとつても我が国の基線（領海及び接続水域に關する法律（昭和五十一年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。）上の最も近い点からの距離が十二海里である線（以下「十二海里の線」という。）との東シナ海における交点（次号において「B点」という。）に至る直線	七 A点から、北緯二七度一四秒の線といずれの点をとつても我が国の基線（領海及び接続水域に關する法律（昭和五十一年法律第三十号）第二条第一項に規定する基線をいう。）上の最も近い点からの距離が十二海里である線（以下「十二海里の線」という。）との東シナ海における交点（次号において「B点」という。）に至る直線	七 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
八 B点から、沖縄島の西側を経て、北緯二六度四分三一秒東経一二七度四〇分四三秒の点から北緯二四度四三分一三秒東経一二五度二八分六秒の点に至る直線の十二海里の線との最初の交点（次号において「C点」という。）に至る十二海里の線	八 B点から、沖縄島の西側を経て、北緯二六度四分三一秒東経一二七度四〇分四三秒の点から北緯二四度四三分一三秒東経一二五度二八分六秒の点に至る直線の十二海里の線との交点（次号において「C点」という。）に至る十二海里の線	八 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
九 C点から、北緯二六度四分三一秒東経一二七度四〇分四三秒の点から北緯二四度四三分一三秒東経一二五度二八分六秒の点に至る直線との交点（次号において「D点」という。）に至る直線	九 C点から、北緯二六度四分三一秒東経一二七度四〇分四三秒の点から北緯二四度四三分一三秒東経一二五度二八分六秒の点に至る直線との交点（次号において「D点」という。）に至る直線	九 東経一二七度二九分五三秒の点から北緯三〇度四〇分一三秒東経一二八度二五分五八秒の点に至る直線
十 D点から、石垣島の北側を経て、北緯二四度三分九秒東経一二五度二九分五四秒の点に至る十二海里の線	十 D点から、石垣島の北側を経て、北緯二四度三分九秒東経一二五度二九分五四秒の点に至る十二海里の線	十 東経一二五度二九分五四秒の点（北緯二四度三分九秒以南の部分に限る。）
十一 東経一二五度二九分五四秒の線（北緯二四度三分九秒以南の部分に限る。）	十一 東経一二五度二九分五四秒の線（北緯二四度三分九秒以南の部分に限る。）	十一 東経一二五度二九分五四秒の線（北緯二四度三分九秒以南の部分に限る。）
A点	A点	A点
二 北緯二四度五〇分東経一二四度の点	二 北緯二四度五〇分東経一二四度の点	二 北緯二四度五〇分東経一二四度の点
三 北緯二五度一九分東経一二四度四〇分の点	三 北緯二五度一九分東経一二四度四〇分の点	三 北緯二五度一九分東経一二四度四〇分の点
四 北緯二五度二九分四五秒東経一二五度二〇分の点	四 北緯二五度二九分四五秒東経一二五度二〇分の点	四 北緯二五度二九分四五秒東経一二五度二〇分の点
五 北緯二五度三〇分東経一二五度三〇分の点	五 北緯二五度三〇分東経一二五度三〇分の点	五 北緯二五度三〇分東経一二五度三〇分の点
六 北緯二六度二〇分東経一二五度三〇分の点	六 北緯二六度二〇分東経一二五度三〇分の点	六 北緯二六度二〇分東経一二五度三〇分の点
七 北緯二六度三〇分東経一二六度の点	七 北緯二六度三〇分東経一二六度の点	七 北緯二六度三〇分東経一二六度の点
八 北緯二七度東経一二六度の点	八 北緯二七度東経一二六度の点	八 北緯二七度東経一二六度の点
九 北緯二七度東経一二六度の点（次号において「B点」という。）	九 北緯二七度東経一二六度の点（次号において「B点」という。）	九 北緯二七度東経一二六度の点（次号において「B点」という。）

十 B点から北緯二七度東経一二一度三〇分の点に至る直線と中間線との交点

(漁業水域に関する暫定措置法施行令の廃止)

第三条 漁業水域に関する暫定措置法施行令(昭和五十二年政令第二百十一号)は、廃止する。

附 則 (平成一年一月二一日政令第一〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

(日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する政令の廃止)

第二条 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する政令(昭和四十年政令第三百七十三号)は、廃止する。

附 則 (平成一年五月二六日政令第二二八号)

この政令は、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二八日政令第四三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一二五年五月一〇日政令第一三五号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年九月一一日政令第三〇三号)

この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月二八日政令第三七九号)

この政令は、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日政令第一七三号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令第五条から第七条まで及び第八条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第五条第一項(同法第十四条第一項において準用する場合を含む。)の許可又は同法第八条から第十条まで(これらの規定を同法第十四条第一項において準用する場合を含む。)の承認の申請を行った者が、それぞれ、同法第七条第一項(同法第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき入漁料及び同法第十二条第一項(同法第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき手数料について適用する。